

指定居宅療養管理指導 都クリニック運営規程

（事業の目的及び運営の方針）

- 第1条** 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言等を行い、利用者の療養生活の向上を図るものとする。
- 2** 事業の実施に当たっては、関係区市町村、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---|--------|---|---------------|
| 1 | 名 | 称 | 都クリニック |
| 2 | 事業所所在地 | | 西宮市上田中町 17-26 |

（職員の職種、員数及び職務内容）

第3条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は、次のとおりである。

- | | | | | | |
|---|---|---|----|---|---------------|
| 1 | 職 | 種 | 医師 | | |
| 2 | 員 | 数 | 2人 | | |
| 3 | 職 | 務 | 内 | 容 | 指定居宅療養管理指導の提供 |

（営業日及び営業時間）

第4条 医療機関内に掲示している診療日及び診療時間と同じとする。

（事業の内容）

第5条 指定居宅療養管理指導の内容は次のとおりである。

- 1 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 2 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 3 要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- 4 その他、療養生活向上のための指導・助言等を行う。

(利用料等)

第6条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 居宅療養管理指導を実施した利用者からは月に2回、介護保険報酬に応じた利用者負担額を徴収する。
- 2 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費を徴収する。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(苦情処理)

第7条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第8条 居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(身体の拘束等)

第9条 原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当院の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(虐待の防止)

第10条 虐待の発生又はその再発を防止するために、以下に掲げる事項を実施する。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従事者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 上記①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更する。

（その他運営に関する重要事項）

第 12 条

- 1 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 年
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は都クリニックが定めるものとする。

（附則）この規程は、平成 28 年 2 月 1 日より施行する。

令和 7 年 4 月 1 日改定